

家畜衛生対策事業費（継続）

I 事業のポイント

近年、家畜の飼養形態の集団化に伴い、家畜の伝染性疾病の発生形態が複雑かつ多様化していること、さらには、国内外における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生及び平成13年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症(BSE)の感染牛が確認されるなど、安全で安心な畜産物への国民のニーズが高まっていることから、

- (1) 飼養者自らが遵守すべき飼養衛生管理基準や高病原性鳥インフルエンザ、BSE等の特定家畜伝染病防疫指針の普及推進等に対する取組
- (2) 家畜の生産性を阻害する慢性疾病等を低減するための技術開発
- (3) 死亡牛BSE検査の着実な推進に対する取組
- (4) 地域の行政・生産者・関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防等に対する取組

等についての支援を行い、国民への安全で安心な畜産物の供給体制を確保する。

II 事業の内容

1. 家畜伝染病防疫対応強化事業費

家畜の所有者が家畜の飼養管理に関して遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）が制定されたことから、生産者自ら同基準を遵守し、衛生環境を向上させるための普及推進会議・講習会の開催、飼養衛生管理基準に基づき策定される特定家畜伝染病防疫指針についての普及推進等を行う。

2. 慢性疾病等低減対策費

大学等の研究施設において、家畜の生産性を阻害する多様な疾病の発現機序を解明するための調査及び分析等を実施する。

3. 死亡牛緊急処理円滑化推進事業費

我が国のBSEを早期に根絶し、生産者や消費者の安心と信頼を回復するため、死亡牛の円滑かつ適正な処理体制を緊急に構築するとともに、その検査を推進することが必要となっている。このため、生産者団体等が死亡牛の円滑な収集、運搬及び処理のための取組、BSE検査の円滑な実施を推進するための事業に対し支援を行い、良好な家畜衛生及び環境の維持を図り、もって安全・安心な畜産物の生産・供給体制の確保を図る。

4. 家畜生産農場清浄化支援対策事業費

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化のための検査、牛流行熱等の発生

を予防するための組織的なワクチン接種等を推進することにより、生産農場の清浄性の向上を図り、もって安全・安心な畜産物の生産・供給体制の確保に資する。

(項) 総合食料対策費		
(大事項) 食の安全・安心の確保対策に必要な経費		
(目) 総合食料対策民間団体事業推進費補助金		
	'18	'17
家畜衛生対策事業費	3,355	(3,442) 百万円

Ⅲ 事業実施主体 民間団体

Ⅳ 補助率 定額・定額（1／2相当）